

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加え、次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前			
<b>別表第1（第2条関係）</b>			<b>別表第1（第2条関係）</b>			
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分	
(略)			(略)			
施設	(略)	(略)	施設	(略)	(略)	
	(略)	(略)		社会復帰部長	(略)	(略)
	<b>中央病院内視鏡センター長</b>				<b>中央病院専任セーフティマネージャー</b>	<b>5種</b>
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	事務長（区分3種のものを除く。） 中央病院、がんセンター新潟病院及び新発田病院事務長補佐 （局長が定めるものに限る。）	(略)		事務長（区分3種のものを除く。） <u>六日町・小出病院事業清算事務所長</u> 中央病院、がんセンター新潟病院及び新発田病院事務長補佐 （局長が定めるものに限る。）	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)			
備考 (略)			備考 (略)			

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。